

第12期 令和3年度群馬県環境アドバイザー連絡協議会  
幹事会（第3回）議事録

日時：令和3年12月23日（木）14:00-15:50

場所：県庁2階 ビジターセンター

参加人数：13人

西村代表の挨拶の後、議事を進行した（議長：西村代表）

議事

1. 書記の選任 国安書記にお願いする事となった
2. 環境フォーラムの反省と今後の方針

<反省点>

- ・参加者が少なく残念だった、講師も受講者の反応が判らず張り合いがなかったのでは
- ・スタッフ以外の参加者5名+オンライン9名、県HP2週間アップの聴視者158名
- ・何故対象を変更する等前回幹事会後方針が変わったのか不明、また方針変更により広報の時間が無かったのが参加者が少なかった原因と思われる

- ・一般向けには良い内容だったが、研修であればもっと専門的な話が聞きたかった

<来年に向けて>

- ・同時配信はとても良かったので今後も行った方が良い
- ・県のシステム上の問題や著作権の制約など様々な課題があるとの説明があった
- ・内容については、我々の行動に結びつくもの、5つのゼロ宣言に関するもの、来年4月から施行されるプラスチック資源再生促進法の説明、森林の保護と活用、などが上がった
- ・我々も関わって、どのような方法で開催するのか、新年度早々に県と相談してゆくので、アイデアあれば出してもらいたい

3. 県など行政との協力について

沼田地区：15団体で構成する沼田環境ネット（事務局：沼田市環境課）では、4月に会報を発行する。また、12月8日に北小学校（4年生）の要請により、キャンドルづくりとごみ分別体験学習を行った。全生徒から感想文が寄せられ好評であった。

奥利根広域観光連携協議会による「名水スポットスタンプラリー」が行われた。

高崎地区：エコウォーク、環境会議、環境フェア、ボランティア連絡協議会、ボランティアフェスティバルなどを行っている。高崎市民活動支援センターに環境団体も含め50団体登録。

太田地区：環境創造協議会が中心になって様々な活動を実施。

前橋地区：芳賀地区の生涯学習ではマイボトルを配り、ペットボトルを使用しない

4. 広報委員会がインタビューする担当課の検討

87号には「5つのゼロ宣言」について気候変動対策課の井田課長補佐へのインタビュー記事を掲載する。4月発行の予定の88号では「クビアカツヤカミキリ」について2月頃自然環境課の青木さんにインタビューを行う予定。その後も継続してゆきたいと考えている。

#### 5. 各部会、地域からの報告

自然部会：高山村の里山活動に森林ボランティア活動助成金が認められた

ごみ部会：5ゼロ宣言の中のプラゴミゼロに関して勉強会を行う予定で、この後井田補佐と打合せ予定

温暖化エネルギー部会：排熱の有効利用の現地見学会、ミニ風車設置個所で井戸の試し掘り、群馬弁護士会公害対策・環境保全委員会に太陽光パネル問題について説明、Refillぐんま活動では全国大会参加・上州ESD活動発表会等での発表・現地確認等を行った

#### 6. その他

部会活動に外部資金の助成を受ける事について、持ち出しはやめたい、地域環境学習事業だけでは足りない、環境アドバイザーの活動はボランティアでお金が動かないので会計や監査は任命していない等意見があり、後日じっくりと議論する事となった。

#### 次回の幹事会

日時：令和4年3月に行うこととした

書記：国安

## 補足説明（西村）

環境アドバイザーは当初から「活動はボランティアでお金が動かないので会計や監査は任命しない」と説明され現在まで活動して来ている。

県の環境アドバイザー事業実施要綱ではお金の発生する事業は環境政策課の「地域環境学習事業」のみとなっている。今までお金は扱っていないので、会計や監査を置いていない。お金を扱うとなると実施要領の変更や会則の変更も必要となるので、会計や監査を選任する必要があるため役員会や幹事会で検討し県とも要請する必要がある。

（ご参考）

「群馬県環境アドバイザー事業実施要綱」

### 第 1 目的

この要綱は、環境に責任を持つ人づくりに向けて、環境倫理の醸成のための普及啓発活動や地域における県民一人ひとりの環境保全への取り組みや組織活動の充実を図るため、環境保全活動ボランティアの位置付けの基、市民運動の牽引役として活動する「群馬県環境アドバイザー」の登録及びその育成、支援について定めるものとする。

### 第 3 環境アドバイザーの活動

環境アドバイザーは次の活動を行うものとする。

- 1 環境情報の普及や環境保全意識高揚のための啓発活動を行う。
- 2 環境保全に関する市民団体の新たな創設や既存団体への協力
- 3 個々独自に活動している市民団体のパイプ役として、市町村と連携を取りながら、実践活動の拡大及び新たな活動の実践推進を図る。
- 4 地域リーダーとしての資質向上のための研さんに努める。

### 第 4 環境アドバイザーの育成及び支援

#### 1 活動資材の提供

県は環境アドバイザーが活動するにあたり、その活動支援のための資材を提供するものとする。

#### 2 研修会等の開催

県は環境アドバイザーの資質向上のための各種学習機会の提供を行うものとし、環境アドバイザーは、希望によりその提供を受けることが出来る。

#### 3 情報の提供

県は、環境アドバイザーに対し県の作成する環境白書をはじめとする各種行政資料及び環境情報の提供をおこなうものとする。

## 「県のホームページでの説明」

環境アドバイザー連絡協議会での主な活動内容は次のとおりです

環境アドバイザーは地域の活動を基本としていますが、幅広い活動を可能にするためには様々な情報を環境アドバイザー間で共有することが必要です。こうした趣旨から、環境アドバイザー相互の連絡や協議等を行う場として、環境アドバイザーが自発的に集まり「環境アドバイザー連絡協議会」を設置・運営しています。

- ・定例文（県や関連する団体から随時お知らせしています）
- ・専門部会・委員会（温暖化・エネルギー部会、自然環境部会、ごみ部会、広報委員会）の開催など
- ・各地区会へのリンク
- ・グリーンニュース（行動する環境アドバイザーの会報）
- ・県地域環境学習推進事業に基づく各種事業を実施
- ・子ども向け地域環境学習支援事業への支援（講師等）
- ・県で実施する事業への協力、参加